**立教セカンドステージ大学同窓会会則**

**第１章　総則**

第　１条　　本会は立教セカンドステージ大学同窓会と称する。

第　２条　 本会は本部を東京都豊島区西池袋立教セカンドステージ大学内に置く。

第　３条 　本会は会員相互の交流と親睦を図るとともに大学の発展に寄与することを目的と

する。本会は会員相互の交流を通じ、親睦と啓発・研究を図るとともに大学の発展に寄与することを目的とする。

第　４条 　本会は前条の目的を達成するため役員会の決議により必要と認めた活動を行う

ことができる。

**第２章　会員**

第　５条　　本会の会員は普通会員および特別会員とする。
　　　　　 ①普通会員
　　　　　　 　　立教セカンドステージ大学の修了者並びに受講生で入会を希望する者

②特別会員
立教セカンドステージ大学の教職員並びにその退職者で、入会を希望し幹部会で承認された者

第　６条　　会員が次の号の何れかに該当する場合は、退会したものとする。

　　　　　　　①会員本人が退会届を提出したとき

　　　　　　　②会員が死亡したとき

**第３章　役員**

第　７条　　本会の役員は下記のとおりとする。
　　　　　　　　会長 1名
　　　　　　　　副会長　　 各期1名以上
　　　　　　　　専門委員長　 各専門委員会に1名
　　　　　　　　監事　 2名

第　８条　　本会は立教セカンドステージ大学学長を名誉会長とする。

第　９条　　会長は役員会の指名による。
　　　　　　２ 副会長および専門委員長は会長が会員で適任と認められる者を任命する。
　　　　　　３ 専門委員は専門委員長が会員より任命する。

　　　　　　４ 監事は役員会が会員で適任と認められる者を選任する。

　　　　　　５ 役員会は会員で適任と認められる者を顧問として選任する。

第１０条　　役員の選任および任命は、会員総会において報告しなければならない。

第１１条　　会長は本会を代表し、会務を統括し、かつ会員総会および役員会の議長となる。
　　　　　　２ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

　 　　３ 専門委員長はそれぞれの専門委員会を統括し会務を執行する。

４ 監事は会計および財産の状況を監査するほか、役員会に出席し会務の運営

について意見を述べることができる。

第１２条　　役員の任期は１期１年とし再任を妨げない。
　　　　　　２.任期の途中で就任した役員の任期は残任期間とする。

**第4章　会員総会**

第1３条　　会員総会は毎年一回会長がこれを招集し、第１７条第①②③⑤号に掲げる事項を会員総会で審議し、総会出席者の過半数を以って承認される。

　　　　 　２ 前項にかかわらず役員会が必要と認めたときは、会長は臨時に会員総会を招集することができる。

**第５章　役員会**

第1４条　　役員会は会長、副会長および専門委員長をもって構成する。

第1５条　　役員会の職務は下記のとおりとする。
　　　　　　　①会員総会に報告する議案を決定し、総会を主催する。
　　　　　　　②第１７条に定める事項を審議し決定する。

　　　　　　　③次期の会長を指名する。

第1６条　　役員会は必要に応じて会長が招集する。

第1７条　　役員会は下記の事項を審議決定する。

①事業計画
　　　　　　　②収支予算
　　　　　　　③事業報告および収支決算報告
　　　　　　　④監事の選任
　　　　　　　⑤会則の改定

　　　　　　　⑥専門委員会の設置および廃止
　　　　　　　⑦会員の除名
　　　　　　　⑧特別会員の承認
　　　　　　　⑨その他会則に定めのない事項

第１８条　　専門委員長のもとに下記の専門委員会を置くことができる。
　　　　　　　①総務委員会

　　　　　　　②財務会計委員会

　　　　　　　③広報委員会

　　　　　　　　 　④事業委員会

**第６章　幹部会の設置**

第１９条　　幹部会は会長、専門委員長、専門委員をもって構成する。

第２０条　　幹部会の職務は下記の通りとする。

1. 役員会へ提出する議案の審議決定
2. 運営上必要な事項の決定および必要に応じての役員会への報告

　 **第７章　広報活動**

　　 第２１条　　本会の活動を会員各位へ知らしめるための広報手段として、同窓会ホームページ**・**会員各位への連絡手段としてメールマガジンを発行する。担当部署は広報委員会とし、その業務の一部を外部専門業者へ委託する事が出来る。

**第８章　会計**

第２２条　　本会の運営は原則として入会金の収入によりこれを行う。

第２３条　　本会の入会金は1人５，０００円とする。

第２４条　　本会の会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

**第９章　雑則**

第２５条　　役員会および専門委員会の議決は出席者の過半数で行う。

第２６条　　役員会における議決権の行使は書面または代理人によることはできない。

第２７条　　会員がその住所、氏名等を変更したときは、すみやかに本会に通知しなければならない。

第２８条　　会員が本会および母校の名誉を毀損したときは、役員会は決議により当該会員

　　　を除名することができる。

第２９条　　本会は会務運営のため事務局を置く。

**附　則**

本会則は２０１７年６月２６日から施行する。

**経過措置**

当会の設立準備は、２００８年10月１日より第1期生のゼミ長がその任に当たる。

２００９年１月に開催の第1期生ゼミ長委員会を暫定的に当会則に基づく幹部会とし、２００９年４月１日から２０１１年３月３１日までの会長を指名する。また、２００９年３月に開催される幹部会において、２００９年３月に開催される会員総会の議案を決定する。

２００９年４月に発効した同窓会会則は同窓会会費を年会費とすると定めているが、２０１０年４月１日より入会金方式に変更する。　２００９年度中に入会し、初年度会費３千円/会員を支払った会員は、入会金（５千円/会員）との差額、２千円/会員を２０１０年度の開始に際し支払うことで入会金（５千円/会員）を支払ったものと看做す。

２０１１年５月２０日改定

２０１２年５月１８日改定

２０１３年５月１７日改定

２０１４年５月１６日改定

２０１７年５月２６日改定

２０１７年６月２６日改定